

たなかスイミングスクール 規約書

第1章 名称と事業所及び活動場所

- 第1条 本スクールは、たなかスイミングスクールと称する
第2条 事業所及び活動場所は、柏市大室1265番地に置く

第2章 目的

- 第3条 本スクールは、水泳指導を行うことによって、体力作り健康作りに対する正しい理解と認識を高め、心身の調和的発達と技術の向上をはかることを目的とする

第3章 会員の資格及び会費

- 第4条 本スクールは、第3条を達成するため次の要件を満たし加入手続きをした者を会員とする
1、各コースに定められた資格に該当し、本スクールの趣旨に同意したもの
2、水泳練習に支障のないと医師の診断を受け、当スクールで願書に保護者の印鑑を押し、提出した者
第5条 会員は別に定める年会費を更新時に納入しなければならない（自動継続）
第6条 会員は別の定めるコース別の月会費を1ヶ月前に納入しなければならない
第7条 納入した諸費用は払い戻しや振り替えはしない

第4章 入会・休会・退会・コース変更・振替

- 第8条 本スクールの入会は、入会申込用紙（願書）に必要な事項を記入し諸費用と共に提出する
第9条 休会は原則として認めない。ただし長期休会（2ヵ月以上5ヵ月以内）に限り本スクールが認めた者は所定の休会用紙に**前月の20日までに**理由を記し、休会期間中の会費を1ヵ月分休会料として納入しなければならない
第10条 コース変更は、コース変更用紙に必要な理由を記し、**前月の20日までに**提出し、本スクールで認められた者に限り翌月から変更することが出来る
振替は週1回で月に一度休んだ場合は同月内で（月1回のみ）（週2回は月に2回のみ）
天災、機械設備の補修等で休講になった場合は振替はできません
第11条 退会は、所定の退会届出書を**前月の20日までに**提出する

第5章 指導日時及び内容

- 第12条 会員は、各コースに定められた曜日、時間内で指導を受ける。ただし、危険と思われる天災（台風・地震・大雪）などは休講となることがある
第13条 その他やむを得ざる事故の生じたとき。（機械設備の補修期間等）
第14条 本スクールは、各コースごとに指導計画を作成する各コース担当コーチは、主任コーチの許可を得て個人達成記録書（認定書）を保護者へ報告する

第6章 個人会員・家族会員・ビジター・ベビー

- 第15条 個人会員、家族会員、歩行、ベビー、ビジター、、は本スクールの趣旨及び規約に同意賛成した者に限る
- 第16条 家族会員は一家族、親と子に限り参加することが出来る
- 第17条 家族会員の小学生以下の参加は父兄同伴とする（3才以上とする）
- 第18条 個人会員は、高校生以上とする
- 第19条 ビジターは会員同伴とし、会員1名に付1名とする
- 第20条 ベビー水泳は3才未満までとし保護者同伴とする
入水時、スイミング用オムツを着用とする
妊婦の方は、入水する事は出来ません

第7章 怪我及び事故

- 第21条 会員がコーチの指示に従っていたにもかかわらず、怪我や事故が生じた場合、本スクールは損害の責任を持つ
- 第22条 会員が本スクールの管理規定に従わないために発生した怪我、事故はその損害の責任を一切負わないものとする
- 第23条 本スクールにふさわしくない行為、不正又は信用を著しく失う行為をし本スクールの名誉を汚損した者、正当な理由なく会費を滞納した者は（3ヵ月）除名する事が出来る
- 第24条 本規約にない事項については本スクールの協議による
- 第25条 本規約は、平成16年7月1日より施行する。